

酔紅

6月2日(木)から2,000本限定
菊陽町特産焼酎「酔紅」発売

菊陽町商工会にんじん焼酎部会事務局 ☎(232)2757

昨年から本格的に発売された、にんじん焼酎「酔紅」が、平成23年度は米ベースで発売されます。菊陽町の特産である甘い人参を使用したとてもフルーティーな焼酎です。

6月2日の発売を前に、事前注文を受け付けています



- 価格
1本 1,200円(税込)
化粧箱付+100円
※2本セットオリジナル
グラス付3,000円(税込)
- 発売数量 2,000本限定
- 内容量 720ml
- 原材料 米、米麴、にんじん
- アルコール分 25度

■にんじん焼酎「酔紅」の事前注文・販売店

販売店	地区	電話番号
はなや酒米店	花立	☎339-7791
いしい酒店	武蔵ヶ丘	☎338-7252
西田商店	武蔵ヶ丘	☎338-0600
たわらや酒店	三里木	☎232-3138
坂本お茶・酒店	新町	☎232-2670
スーパーマサヤ	緑ヶ丘	☎232-2006
さんふれあ	原水	☎232-8690
堀川商店	鉄砲小路	☎232-1862
合志酒店	馬場	☎232-4127
古庄酒店	入道水	☎232-9110
サザンクロス	南方	☎232-9345
藤本酒店	中代	☎232-2510
肥後リカー(株)	宮ノ上	☎213-5750
イオン菊陽店(ジャスコ)	三里木	-
ゆめタウン光の森	光の森	-

肥後リカーは空港売店での販売のみです。イオン菊陽店とゆめタウン光の森では、電話注文は受けていません。店頭での事前注文・販売のみです。

手当

法律の改正により、児童扶養手当など
各種手当の額が改定されました

福祉課 ☎(232)4913

児童扶養手当法などの改正により、平成23年4月分から、各種手当の額が改定されました。児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当を受給されている皆さんはご確認ください。

名称	支給対象	平成23年4月分からの支給額(月額)	
		全部支給の額	(170円減)
児童扶養手当	母子家庭や父子家庭など	全部支給の額	41,550円
		一部支給の額	9,680円~41,540円
特別児童扶養手当	障がいのある子どもを育てている親	1級	50,550円 (200円減)
		2級	33,670円 (130円減)
障害児福祉手当	重い障がいのある子ども	14,330円	(50円減)
特別障害者手当	重い障がいのある大人	26,340円	(100円減)

※平成23年度の手当額は、平成22年の消費者物価指数下落分(マイナス0.7%)に合わせて改定されますのでご了承ください。

ごみ

ごみ処理施設の延命化などのため
ごみの分別・減量化にご協力ください

環境生活課 ☎(232)2114

町の平成22年度燃やすごみの総量は、前年度に比べ増加しています。ごみの分別を徹底し、減量化を図りましょう。

ごみは、2市2町(菊池市(旧泗水町)、合志市、大津町、菊陽町)で構成する菊池環境保全組合立環境工場で処理をしています。

平成22年度管内の総ごみ量は、33,371ト(前年度対比1.15割増)で、そのうち菊陽町は9,748ト(前年度対比1.57割増)でした。ごみの種類では、燃やすごみの総量は29,822ト(前年度対比1.18割増)で、そのうち菊陽町は8,856ト(前年度対比1.53割増)でした。

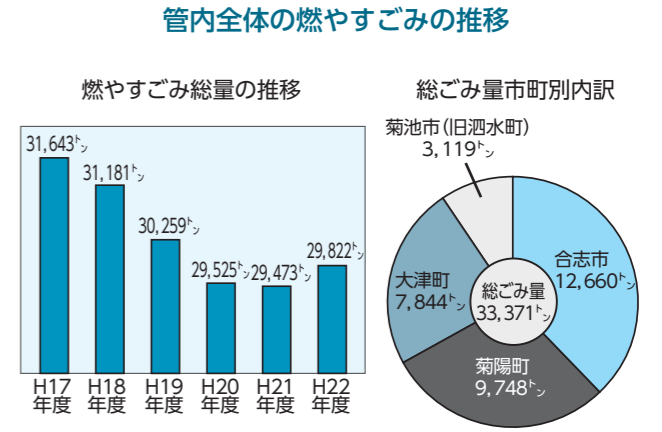
燃やすごみの総量は、平成17年度以降減少していましたが、平成22年度は前年度と比較し1.18割増しています。

今後も人口の増加によるごみ量の増加や、燃やすごみの処理施設(東部清掃工場)の老朽化などが懸念されており、ごみの減量化を図る必要があります。

施設をより長く使用していくために、「プラスチック類(資源物)」の分別と、燃やすごみの減量化について、ご協力をお願いします。



リサイクル推進事業へのお礼
町では、子ども会・老人会・行政区などの団体が、積極的に資源物の集団回収に取り組んでいます。平成22年度の集団回収は、行政区単位で見ると年間平均6回実施され、69団体によって773トの資源物が回収されました。実施された団体には約832万円の奨励金を交付しました。皆さんのご協力ありがとうございました。



年金

老後により多く年金を受給するために
付加保険料を納付しませんか

町民課 年金係 ☎(232)4914
熊本西年金事務所 ☎(355)3261

国民年金の老齢基礎年金の年金額は、40年間保険料を納めた場合、満額で788,900円ですが、老後により多くの年金を受けたいと考えている人のために、付加年金制度があります。

定額保険料(平成23年度は15,020円)のほかに1カ月400円を納めると、老齢基礎年金に次の式で計算した額が加算されます。

加算される金額
II 付加保険料納付月数×200円
付加保険料を納付できるのは、国民年金の第1号被保険者または任意加入被保険者です。保険料の免除または納付猶予を受けている人や国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納めることはできません。

一方、農業者年金加入者は、必ず付加保険料を納付することになります。付加保険料を納付するには、申し出が必要です。申し出をした月の保険料から納めることとなります。